

NEWS まちのお知らせ

NEWS 暮らし 自動車税種別割の住所変更をお忘れなく

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

■引越して住所が変わった時など

次の場合は運輸支局で手続きが必要です。

- ・住所の変更（変更登録）
- ・自動車を買買（移転登録）
- ・自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）

令和7年度の自動車税種別割納税通知書を確認にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

■変更登録が間に合わないとき

道税ホームページの「自動車税種別割住所変更手続」から納税通知書の送付先を変更してください。

問合せ先 札幌道税事務所
自動車税部 ☎011・746・1190



NEWS 暮らし 公共施設の使用申し込みについて

町内の各公共施設では、今年4月から来年3月までの間に使用を予定している方の申し込みを受け付けます。使用を希望する方は申込書を提出してください。申込書は役場総務課財政係の窓口または町ホームページからダウンロードできます。

申込方法 申込書に必要事項を記入の上、期限までに郵送・メールまたは直接持参してください。申込書の提出先は使用する施設ごとに

異なりますので、ご注意ください

申込期限 3月18日(火)

※4月以降も随時申し込みを受け付けていますが、3月18日までに申し込みされた方が優先となります

申込先

○多目的研修センター・札幌内コミュニティセンター 役場総務課財政係 zaisei@town.tsukigata.hokkaido.jp

その他

・使用希望日が重なった場合は、使用者間の話し合いで調整していただきます

・年間使用の場合、葬儀などで使用の申し込みがあった際は、使用を控えていただきます

交流センターについては社会福祉協議会へ問合せください。

問合せ先 総務課財政係 ☎53・2321または社会福祉協議会 ☎53・2928



NEWS 暮らし 献血にご協力をお願いします

献血車が次の日程で来町します。

献血された方には各種血液検査の結果が届き、献血することで健康状態の確認をすることができます。

また、献血Web会員サービスに登録すると事前予約ができ、待ち時間なく行うことができますので、QRコードからご登録ください。

献血日 3月24日(月)

場所・時間

●月形刑務所 午前10時～午前11時

●月形町役場 午後0時30分～午後4時00分

問合せ先 保健福祉課保健係（保健センター内）☎53・3155



献血WEB会員サービスQR

NEWS 暮らし 低所得の子育て世帯へ給付金を支給します

物価高騰の影響が特に大きい

い低所得の子育て世帯へ給付金を支給します。

支給額 児童1人当たり2万円

支給対象世帯 令和6年度住民税非課税世帯等重点支援臨時給付金（非課税世帯へ3万円給付）の対象となった世帯で、令和6年12月13日現在、18歳以下の児童（平成18年4月2日以降に生まれた児童）がいる世帯、もしくは令和7年7月31日までにお子さんが生まれた世帯

令和6年度住民税非課税世帯等重点支援臨時給付金の手続きをされた方に対して、随時通知書を送付しています。それ以外で対象と思われる世帯は申請が必要ですので、次の連絡先に問合せください。

申請期限 7月31日(木)

問合せ先 保健福祉課地域福祉係（保健センター内）☎53・3155





令和6年度住民税非課税世帯へ臨時給付金を支給します

物価高騰による家計への影響が大きい低所得世帯（令和6年度住民税非課税世帯）へ給付金を支給します。

対象世帯 12月13日時点で月形町に住所を有しており、令和6年度分住民税均等割が非課税である世帯の世帯主

支給額 1世帯当たり3万円

支給方法 3月上旬に対象世帯へ確認書を送付していただきますので、同封の返信用封筒に確認書を入れて、申請期限までに「保健センター」へ返送をお願いいたします

申請期限 4月30日(水)

※令和6年1月2日以降に転入された方など、対象と思われる世帯は申請書や税情報のわかる書類の提出が必要ですので、申請期限までに「保健センター」まで提出してください

問合せ先 保健福祉課地域振興係（保健センター内） ☎

IP53・3155



合併処理浄化槽設置資金融資あっせん事業の廃止について

これまで町では、合併処理浄化槽の設置時に水洗トイレを合わせて改修する方が金融機関から融資を受ける場合に利子相当額を補助する事業を実施していました。しかし、近年は補助申請がないため、事業としての需用が低いと判断し、令和7年3月末をもって廃止することとなりましたのでお知らせします。

なお、合併処理浄化槽設置整備事業および合併処理浄化槽設備修繕費補助事業については継続となりますので、引き続き活用いただくようお願いいたします。

問合せ先 住民課生活環境係 ☎ IP53・2323



海上保安官募集

海上保安庁では、令和8年4月採用の海上保安官および令和7年10月採用の海上保安学生（特別）を募集します。

受験資格

・海上保安学校学生採用試験（特別） 令和7年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して13年を経過していない方および令和7年9月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの方

・海上保安官採用試験（大卒者対象）平成7年4月2日以降生まれの方で、大学（短期大学を除く）を卒業した方および令和8年3月までに大学を卒業する見込みの方

受付期限（インターネット受付）
・海上保安学校 3月13日(木)まで
・海上保安官 3月24日(月)まで

一次試験
・海上保安学校 5月11日(日)
・海上保安官 5月25日(日)
※申込は海上保安庁ホームページをご覧ください

問合せ先 小樽海上保安部管理課 ☎ 0134・27・6118



海上保安庁 HP

地域おこし協力隊の石原絢子による

今日からできる!



花のある暮らし

LESSON⑬

こんにちは。月形町地域おこし協力隊の石原絢子です。こちらのコーナーでは日常で楽しむお花のお手入れ方法や長く楽しむコツなどをご紹介します。

今回は、生花を飾ることで心や身体にどんな効果があるのかを私なりに調べてまとめてみました。生活にお花を取り入れる時に思い出していただけると嬉しいです。

生花を飾ったり貰ったりした時に、ふわっと心弾むような感覚になりますよね。それは私達の脳内にドーパミンやセロトニン、オキシトシンと呼ばれる「幸せホルモン」が分泌されるからだそうです。これらは私も聞いたことがあるのですが、お肉を食べた時や好きな人とハグをした時、朝日を浴びたり、ペットと触れ合ったりしても分泌されるものです。お花と触れ合っても分泌されるなんて素敵です。

お花は大地やお日様のエネルギーをたくさん吸収して成長します。そんなお花を飾ると、その美しさや香り、生命力などから五感が刺激され、自然と幸せな気持ちになれるのです。

今年はぜひお家に生花を飾って、幸せホルモンをたくさん出しちゃいましょう！



カノコソウは、オミナエシ科の多年草で、根は古くから生薬として使われています。鎮静作用があり、ヒステリー、ノイローゼ、神経衰弱、神経過敏などの症状に効果があります。

月形町では、このカノコソウを栽培する農業者を募集しています。露地でも、ハウスでも栽培でき、スタートの苗株(2ヶ分)を無料でお渡ししています。

泥を落とした状態で出荷していただきますと、洗浄、乾燥し、買取先の製薬会社に運搬します。

産地交付金の地域振興作物としても扱っていますので、「栽培してみよう」と思われる方は、ぜひご連絡ください。
申込・問合せ先 農林建設課

農政係 ☎ 53・2322
または、(株)月形町振興公社
☎ 37・2110



Hello Tsukigata!

皆さん、良いお正月と冬休みを過ごされたでしょうか。これは私の2025年最初の記事です。今年もよろしくお願いいたします！今年のお正月は、初めて日本に来たカナダの友達と過ごすことができました。そして、年末年始は東京にいました。大晦日に紅白歌合戦を観て、元旦には増上寺に初詣に行きました。冬休みの間に大阪と京都にも行きました。

友達と私は大学で知り合い、二人とも演劇を勉強していたので、日本の演劇を観て楽しんでいました。東京で歌舞伎を観て、大阪で文楽を観て、兵庫に行って宝塚歌劇を観ました。どれもとても楽しかったです！一緒に北海道にも来て、雪を見て、北海道のおいしい料理を楽しみました。私の誕生日は元日に近いので、地元の友達と過ごすことができて良かったです。

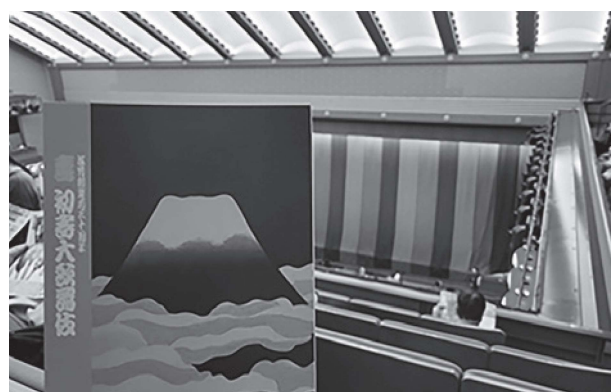
毎年、私は新年の抱負を立てるのが好きです。ですが、毎年目標を達成できていないと思います。半年経つと何を目標にしていたか忘れてしまうことが多いからです。でも、挑戦してみるのはいいいことだと思っています。今年の抱負は、15冊の本を読むことです。人によっては、それほど多くの本ではないと思われるかもしれませんが。(昨年100冊以上読んだ友達がいます！) 学生時代は読書が大好きで、長い小説でも数日で読むことができました。高校と大学を卒業して

からは、趣味で本を読むことはほとんどなくなりました。悲しいことに、1年間で2~3冊以上読んだのはいつだったか思い出せません。テレビを見たり、スマホをさわる時間が長すぎます。今年は本を数冊でも読むことで、画面を見る時間も減るといいなと思っています。15冊のうち、日本語の小説を1冊読んでみたいと思っています。難しいですが、挑戦するのが楽しみです。

月形の小・中学校には、読書が好きな子どもが多いと思います。授業の休み時間に読書をしている子どもたちをよく見かけますが、私も学生時代に読書をしていたことを思い出します。今年は子どもたちと本についてもっと話せたらいいなと思います。

もちろん、今年は日本語ももっと上達することを願っています。皆さん、新年の抱負はありますか？今年も一緒に頑張りましょう。今年も月形で過ごせることを楽しみにしています！

Until next time!



【問合せ先】 自衛隊札幌地方協力本部岩見沢地域事務所 TEL23・5514
【町の窓口】 総務課危機管理係 TEL・P53・2321

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました！

相続した土地・建物の相続登記は、早めに申請しましょう。

- 

- 相談・問合せ先 札幌司法書士会「相続登記相談センター」
☎011・211・6665(平日12時~15時)

★配食サービスの利用料（社会福祉協議会で実施）

- ★温泉ゆりかごの入館料
★町内のハイヤー、福祉有償運送車両の乗車料、ＪＲ札沼線代替バス・中央バス月形線代替バス乗車運賃

- ## ■ 対象

つています

※令和6年度より5月1日からの交付となる

月形町に住民登録している満70歳以上の方を対象として、次のサービスの支払いに利用できる令和7年度分の「ぬくもり福祉

令和7年度ぬくもり福祉券

5月から交付します！

- ★萌木、マンマルーナ、花の里月形の商品
購入など

- 交付枚数の計算例
5月生まれの場合

11 力月 (5月ゝ3月) × 4・11 45枚の

交付

申請開始 5月1日(木)～(年度途中で70歳

となる方は誕生日以降の受付となります

申請時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

申請場所 保健センター

対象者 月形町に住民登録をしている70歳以上の方

申請に必要な物
使用者本人の印鑑

※代理の方が受領する場合は代理の方の印鑑も必要です

申込・問合せ先 保健福祉課高齢者支援係
(保健センター内) ☎ IP53・3155



NEWS
協 定

月形町社会福祉協議会と協定を締結しました



▲(左)月形町社会福祉協議会 竹田紘一会長

1月17日に、月形町社会福祉協議会と「災害ボランティアセンター」の設置・運営に関する協定」を結びました。この協定は、災害時にボランティアセンターを設置し、集まったボランティアの活動の調整を行うことが盛り込まれています。災害ボランティアセンターは北海道社会福祉協議会の支援を受け、各市町村の社会福祉協議会を中心に設置・運営されています。

災害ボランティアのきっかけとなった阪神・淡路大震災の発生から、ちょうど30年となったこの日に協定を結びました。

NEWS
受 賞

つきがた樺戸太鼓に文化特別貢献受賞

▲(左)つきがた樺戸太鼓メンバー 井川和音さん 金澤晴咲さん

令和6年12月25日、公益財団法人空知しんきん産業文化振興基金より、月形町の郷土芸能として活動している「つきがた樺戸太鼓」に文化特別貢献賞が贈られました。

つきがた樺戸太鼓は、昭和47年に当時の月形商工会青年部により発足し、以来、町の地域文化の発展と、青少年の健全育成などを目的として町内外を問わず活動しており、現在、小中学生を中心に約20名のメンバーで活動を行っています。その長年の活動が評価され、今回の受賞となりました。

NEWS
農 業

農地の実勢賃借料のお知らせ

農地法改正により、標準小作料制度が廃止され、賃貸借契約の際の目安となっていた標準小作料がなくなりました。賃借料については当事者が協議し決定することになりますが、賃貸料の目安がなければ協議に支障を生じる場合がありますので、令和6年中に月形町内で賃貸借契約が締結された農地の実勢賃借料をお知らせいたします。

なお、農業委員会へのあつせん申し出に基づく協議も、この実勢賃借料を基に行われます。

(単位：円／10a)

区 分	田	畑
平 均	11,464円	3,439円
最 高	15,600円	5,000円
最 低	8,979円	2,100円
契約件数	34件	14件

問合せ先 農業委員会事務局
53・2324

ふるさと活性化事業を
ご活用ください

町では、月形町ふるさと活性化事業として、町内に住所を有する方や団体などに対し、「町民自ら行う町の活性化事業」の奨励および助長のための補助金を交付しています。

これから、まちづくりやまちおこしのためのイベントを行いたいなどをお考えの方は、ぜひ補助金制度をご活用ください。

●対象団体

町内に住所を有する方、町内に事業所などを有する法人又は団体など。

●補助対象事業の例

- ・特産品のPRや商品開発
- 例…地場農産物直売促進事業や販路拡大事業など
- ・国際交流や地域間交流を目的とした事業
- 例…海外親善訪問交流など
- ・文化やスポーツの振興を目的とした事業
- 例…コンサート開催、各種スポーツ講習会開催など

●過去の実績(活用)例

・月形町産の花を活用した

●申請期間

原則、次の申請期間のみの受付となりますので、ご了承ください。なお、事前相談が必要となりますので、申請前に一度担当までお問い合わせください。

第1期受付…4月1日(火)～4月10日(木)
第2期受付…9月1日(月)～9月10日(水)

※予算の執行状況により、第2期の受付を行わないことがあります

●補助額

原則として、補助対象経費の4分の3以内で、一つの事業につき100万円が限度

●申請・問合せ先 企画振興課地域振興係 ☎53・2325

道の駅「275つきがた」で販売する 特産品の開発を支援します！

～月形町ふるさと特産品開発補助事業～

町では、令和6年9月にオープンした、道の駅「275つきがた」のさらなる魅力向上、町の優れた地場産品の付加価値の向上のため、特産品開発を重点的に支援することを目的に、「ふるさと特産品開発補助事業」を実施しています。令和7年度が事業最終年度となりますので、この機会に新たな特産品の開発をお考えの方は、ぜひ、ご活用ください。

開発された特産品の一部



●補助対象者

- (1) 町内対象者：町内に住所を有する個人・法人・団体
- (2) 町外対象者：道内に本店・営業所・事務所などを有する法人

●補助対象事業

- (1) 新たな産品の開発又は商品化に関するものであること
- (2) 道の駅で販売することを主たる目的とした特産品開発であること
- (3) 開発した商品を納入することに確実性があること
- (4) 販売予定価格および販売価格が適正であること
- (5) 町の特産品として定着することが期待されるものであること

●補助金額

- (1) 町内対象者：補助対象経費の10分の9以内（上限額100万円）
- (2) 町外対象者：補助対象経費の2分の1以内（上限額50万円）

●補助対象経費

原材料費・技術コンサルタント料・消耗品費・試験分析費・デザイン費など

※補助対象経費は、試作品の開発までを対象とします

※販売に係る経費（広告宣伝費・パンフレット製作・什器備品購入費など）、人件費、旅費（交通費・日当・宿泊代など）および食糧費は対象外とします

●申請期間

原則、次の申請期間のみの受付となりますので、ご了承ください。なお、事前相談が必要となりますので、申請前に一度担当までお問い合わせください。

第1期受付：4月1日(火)～4月10日(木)

第2期受付：9月1日(月)～9月10日(水)

※予算の執行状況により、第2期の受付を行わないことがあります

●交付決定方法

- (1) 担当者による事前審査を行います
- (2) 月形町ふるさと活性化運営協議会において計画書の内容および補助率の審査を行います。なお、協議会委員に対し、計画内容のプレゼンテーションを行っていただきます
- (3) 協議会の審査結果を踏まえて、町長が補助金の交付決定を行います

●その他

- (1) 本事業は3年間（令和5年度から令和7年度まで）の期限付き事業となります
- (2) 補助対象経費となるのは、補助金の交付決定以降にかかった経費となりますので、交付決定前に支出した経費については、補助対象となりませんので、ご注意ください
- (3) 町内対象者1事業者あたり3年間で100万円までを上限、町外対象者1事業者あたり3年間で50万円が上限となります

申請・問合せ先 企画振興課地域振興係 ☎ IP 53・2325 Eメール:chiikishinko@town.tsukigata.hokkaido.jp

月形町地域公共交通だより

第5号



【地域公共交通の変更について】

◆はーとハイヤーの営業時間の変更について

2月1日より、はーとハイヤーの営業時間が次のとおり変更となっています。

日曜日～木曜日：午前8時00分から午後8時00分まで ※祝日含む

金曜日～土曜日：午前8時00分から午前0時00分まで

◆札沼線バス月形当別線のお盆ダイヤについて

令和7年度より「札沼線バス月形当別線」にお盆ダイヤが導入されます。8月13日～8月15日の3日間がお盆ダイヤとなり、土日祝ダイヤで運行されます。

令和7年度札沼線バスのダイヤについては、折込みされている時刻表をご確認ください。

【交通事業の紹介について】

◆おでかけハイヤー事業について

おでかけハイヤーは、町内に在住している高齢者や障がい者の方を対象に、買い物や通院などの町内の移動手段として、ハイヤー運賃を定額（上限設定）にし、皆さんの外出を支援する制度です。

○事業概要

・利用時間

平日：午前9時00分～午後5時00分

※土日祝日はご利用できませんのでご注意ください

・利用対象者

①75歳以上 ②70歳以上の運転免許のない方 ③障がいのある方（年齢条件はありません）

・定額運賃（自宅⇄目的施設：片道）

①400円/台 対象地区（市街地）：北農場・市北・市南・赤川

②1,000円/台 対象地区（郊外）：札比内・南耕地昭栄・知来乙・中和

・目的施設

①月形駅 ②月形役場 ③エーコープ ④月形郵便局 ⑤DCMニコット月形店 ⑥町立病院

⑦交流センター ⑧月形温泉 ⑨多目的研修センター ⑩総合体育館 ⑪マンマルーナ

○主な問合せ事項

Q1：土日祝日におでかけハイヤーは利用できますか？

A1：おでかけハイヤーの利用可能時間は、平日の午前9時00分から午後5時00分までの間となりますので、土日祝日のご利用はできません。

Q2：自宅から町立病院へ行った際に、エーコープへ寄ってから帰りたいのですが、この場合おでかけハイヤーは対象になりますか？

A2：おでかけハイヤーは、「自宅」と「目的施設」間を直行します。

ハイヤー乗車後の寄り道はできませんのでご注意願います。

対象となる例：【行き】自宅⇒町立病院（目的施設）

【帰り】エーコープ（目的施設）⇒自宅

対象とならない例：【行き】自宅⇒お友達の家⇒町立病院（目的施設）

【帰り】エーコープ（目的施設）⇒お友達の家⇒自宅

Q3：おでかけハイヤーを利用する際には、登録者証（カード）の持参は必要ですか？

A3：おでかけハイヤーを降車する際に、運転手に登録者証（カード）を提示し、運賃を支払いますので、ご持参ください。登録者証（カード）を紛失したり、汚損した場合は、登録者証（カード）を再発行しますので、問合せ先の窓口にて手続きをお願いいたします。

Q4：転居や転出の際は、手続きは必要ですか？

A4：転居の際は、定額運賃が変わるため、登録者証（カード）の再発行が必要となります。転出の際は、問合せ先窓口まで登録者証（カード）を返還してください。忘れずに手続きをお願いいたします。

Q5：目的施設に到着した際の、金額が定額運賃内の場合は、金額はどうなりますか？

A5：定額運賃内の場合は、実費となります。

この他にもご不明な点などがありましたら、企画振興課地域振興係まで気軽にご相談ください。

問合せ先

企画振興課地域振興係 ☎ IP 53・2325 Eメール :chiikishinko@town.tsukigata.hokkaido.jp

「男女共同参画社会」を 実現させましょう

男女共同参画社会とは？

「男女共同参画って、なんだか難しそう…。」「自分には関係ないんじゃないかな？」と思っている人はいませんか？

特に「参画」という言葉は、あまり聞き慣れませんかよね？これは、単に「参加」するということではなく、方針の立案や決定などの「意思決定への参加」ということを意味します。

男女共同参画社会とは、「男女がお互いを尊重し合い、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会」を言います。

こんな経験ありませんか？

「男性は仕事、女性は家庭」という価値観に縛られすぎていませんか？「男は強くなければ！」と悩みを誰にも言えずにひとりで抱え込んでいる人はいませんか？「女だから控え目にしなくては…。」と遠慮している人はいませんか？

もちろん、「男らしくなりたい！女らしくなりたい！」と思うことはあなたの自由です。しかし、無理に自分を「らしさ」の型にはめようと考えたり、それを他人に強要したり、されたりとなると、とても窮屈な気持ちがしてくるのではないのでしょうか？

日常生活の中で、「男だから…、女だから…」と多くの「当たり前」と思われていることに疑問を感じたら、「男女共同参画」について少しだけ考えてみませんか？

こんな時、あなたならどう思いますか？

- ・女なんだからそこまで頑張って働かなくてもいいんじゃない？
- ・女の子でしょう？もう少しおとなしくできないの？
- ・男なんだから仕事を最優先させなくちゃ！家事や子育ては妻に全部任せておけばいいんだよ！
- ・男のくせに！もっとしっかりしてよ！
- ・男のくせにお酒も飲めないの？情けないな！

なぜ必要なの？男女共同参画社会基本法

日本の憲法には個人の尊重、男女の平等がうたわれています。しかし、実際にはまだ、大切な意思決

定の場に女性が加わっていなかったり、職場や家庭などさまざまな場で男性の方が優遇されていると感じたりすることが多いようです。

また、少子高齢化など私たちの生活をめぐる状況が変化していく中で、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担にとらわれずに、あらゆる分野でそれぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりが必要となっています。

男女共同参画社会基本法はこうした新しい社会をつくっていくための5本の柱（基本理念）を打ち立て、国や地方自治体、国民それぞれが果たさなくてはならない役割を定めています。

基本法 5 つの柱（基本理念）

①男女の人権の尊重

男女の個人としての尊重を重んじましょう。男女の差別をなくし、「男だから…」「女だから…」ではなく、ひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう

②社会における制度または慣行についての配慮

「男は仕事、女性は家庭」などの固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動ができるよう、社会の制度やあり方を考えていきましょう。

③政策などの立案および決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにしましょう。物事を決める場に「参加」するだけでなく、決定に至るまでの過程に加わって「参画」しましょう。

④家庭生活における活動と他の活動の両立

男女は共に家族の構成員。お互いに協力し、社会支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習をしたり、地域活動をしたりできるようにして行きましょう。

⑤国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組んでいきましょう。

日々の生活の中で、男女共同参画の視点を持って過ごすことは社会を豊かにするために重要なことです。ぜひ、ご自身の生活の中で、男女共同参画社会の推進に向けて、あらゆる場面で実践していきましょう。

問合せ先

北海道環境生活部くらしの安全局道民生活課女性支援室男女平等参画グループ ☎ 011・204・5217
企画振興課企画係 ☎ IP 53・2325 Eメール：kikaku@town.tsukigata.hokkaido.jp

令和6年度月形町物価高騰に関する生活支援・経済支援一覧【3月までの決定分】

(令和7年3月5日)

No	区分	対策・支援など	対象者	概 要	開始 時期	問合せ先
1	個人	住民税非課税世帯等重点支援臨時給付金給付事業	令和6年度住民税均等割が非課税である世帯	エネルギー・食料品等の価格高騰による負担増の家計への影響が大きい低所得世帯に対し、給付金を支給します。 ■対象世帯 令和6年12月13日現在において、月形町に住民票がある世帯のうち、令和6年度分住民税均等割が非課税である世帯 □対象外 世帯の全員が「住民税が課税されている人」の扶養親族等である世帯 ■給付内容 1世帯当たり3万円給付 ■申請方法 対象世帯に案内と確認書を送付していますので、4月30日(水)までに郵送又は窓口へ確認書を提出してください ※本給付金は、差押禁止および非課税の対象となります	令和7年 3月	保健福祉課 地域福祉係
2	個人	住民税非課税世帯等重点支援子ども加算臨時給付金給付事業	令和6年度住民税均等割が非課税である世帯	■対象世帯 令和6年度住民税非課税世帯等重点支援臨時給付金の対象となった世帯で、令和6年12月13日現在、18歳以下の児童がいる世帯、もしくは令和7年7月31日までにお子さんが生まれた世帯 ■児童1人当たり2万円 ■申請方法 対象世帯のうち、上記「No.1」の給付金の申請をされた世帯へ随時、通知書を送付します。それ以外で、対象と思われる世帯は令和7年7月31日までに申請が必要です	令和7年 3月	保健福祉課 地域福祉係
3	個人	物価高騰対策地域振興商品券交付事業	すべての住民の方	エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響により低迷する個人消費の活性化および町民の生活支援として全町民へ次のとおり地域振興商品券を交付します。 ■配付要件 令和7年2月1日現在において月形町に住民票がある方 ■交付額 世帯員全員に1人6,000円(500円×12枚つづり) ■交付方法 各世帯へ直接郵送 ■交付時期 令和7年4月下旬予定 ■有効期限 令和7年7月下旬予定 ■取扱可能店舗 事業に参加する町内の事業所	令和7年 4月下旬 (予定)	企画振興課 商工観光係

No	区分	対策・支援など	対象者	概 要	開始 時期	問合せ先
4	事業者	月形町旅客自動車運送事業継続支援金交付事業	町内で道路運送法第4条の許可を受け、自動車運送事業を営む方	物価高騰および原油価格高騰の影響を大きく受けている旅客自動車運送事業者に対し、事業の継続に向け支援金を交付します。 ■交付対象 道路運送法第4条の許可を受け、一般貸切旅客自動車運送事業または一般乗用旅客自動車運送事業を営んでおり、今後も事業継続をする意思がある事業者 ■支援額 1事業所あたり、基本額に加え、次の所有台数に応じた支援金を交付対象経費とする (1)基本額 300千円 (2)所有台数割 普通自動車(バスなど) 200千円/台 小型自動車(ワゴン車) 100千円/台 タクシー 50千円/台 ※上限額:1事業者200万円 ■申請方法 申請書に必要な書類を添付し、役場企画振興課地域振興係へ提出してください ■受付期限 令和7年3月14日(金)まで	令和7年 3月	企画振興課 地域振興係
5	福祉	医療・福祉施設物価高騰支援事業	町内に所在する福祉施設・医療関係機関など	物価高騰に大きな影響を受ける医療・福祉関係施設などに対し、運営の安定を図るため支援金を支給します。 ■対象 町内に所在する福祉施設、医療関係機関など ■交付額 定員×6,000円 定員を設けていない施設などは一律12,000円 ■申請方法・期限 別途対象の福祉施設などに連絡します ■支給対象者 対象となる福祉施設などの長	令和7年 3月	保健福祉課 高齢者支援係
6	事業者	農業用施設電気料高騰緊急支援事業	施設管理者	エネルギー価格の高騰により影響を受けている農産物調製・貯蔵施設等に対し、利用料の値上げなどの新たな農家負担が生じないよう、高騰分の電気料に対し支援を行い、安定的な農業振興を推進します。 ■対象施設 穀類乾燥調製貯蔵施設、青果物集出荷貯蔵施設 ■支援額 令和6年7月～11月分の電気料金負担額の増加額(前年同期間との比較) ■申請方法・期限 別途対象の施設管理者に連絡します	令和7年 3月	農林建設課 農村整備係
7	学校など	物価高騰支援小中学校給食費無償化事業	児童生徒の保護者	エネルギー・物価高騰により影響を受けている子育て世帯の家計負担を軽減することを目的に、令和6年4月からの小中学校の学校給食費を無償化します。	令和6年 4月	教育委員会 学務係